

社会福祉かなえ福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かなえ福社会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事等の報酬)

第4条 理事長が、理事評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する社会福祉事業の運営のために業務にあった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 施設長が、理事を兼務しており、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する社会福祉事業の運営のために業務にあった場合は別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する社会福祉事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する社会福祉事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

6 理事長及び理事が法人業務及び法人が実施する社会福祉事業の運営のために業務に日常的にあたった場合、賞与については毎年夏季及び冬季に、法人の業績を勘案して定める。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適応除外)

第7条 社会福祉事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は平成24年 4月 1日から施行する。

この規則は平成29年 5月20日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000 円	5,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円	5,000 円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	2,000,000 円以下	職員通勤手当相当
施設長業務報酬等	1,000,000 円以下	職員通勤手当相当
監事監査指導報酬等	15,000 円	職員通勤手当相当

別表3 (第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
報酬及び旅費	10,000 円	交通費相当